

な減税を行う。

さらに、立ち遅れの目立つ道路、鉄道、港湾、通信等の産業関連施設、住宅、下水道、し尿処理施設等の生活環境施設を中心とする社会資本の充実に格段の努力を傾注する。

三九年度は、このような基本方針の下に予算が編成・執行され、その決算は国会に提出された後、四二年六月二三日、参議院において、また、四二年五月九日、衆議院において、それぞれ議決された。

(2) 参議院の決算議決

本会議において、亀田得治委員長は、委員会における審査の経過と結果を報告したが(注8)、その中で、審査及び議決の方式に言及し、委員会としては、これに関し、将来一層財政民主主義の趣旨に沿わせよう検討を進めるとの申し合わせを行ったと報告した。

また、討論の中で、社会党、公明党及び共産党を代表した委

員から、会計検査院から数々の不当事項が指摘されているが、これは氷山の一角と思われるので、承認することには反対である旨の意見が表明されたと述べた。採決の結果、多数をもって審査報告書のとおり異議がないと議決されたと報告した。

なお、内閣に対する警告事項は、基地周辺における民生安定に関する諸施策を始め一六項目に及んでいると述べた(表参照)。本会議の採決の結果、過半数により委員長報告のとおり決定された。

(3) 衆議院の決算議決

本会議において、鍛冶良作委員長は、委員会における審査の経過と結果を報告したが(注9)、決算について、委員長より議決案を提案し、採決の結果、多数をもって議決されたと述べた。議決案は、次の三項目からな

っている。

一、本年度決算を予算の効率的
使用及び不正不当という観点か

らみると、①補助工事の施行、②地方公共団体に対する国庫補助負担金の交付、③特定土地改良特別会計の事業計画の立案、④各種直轄工事の施行、補助金、委託費等の経理等の四点が特に留意される。

二、会計検査院が指摘した不当事項については、本院においてもこれを不当と認める。政府は、これら指摘事項については、それぞれの是正の措置を講ずるとともに、今後再びこのような不当事項が発生することのないよう、制度、機構の改正整備を図り、官紀を肅正して万全を期すべきである。

三、決算のうち、前記以外の事項については異議がない。その上で、前年度及び前々年度に引き続き、本院の決算審議の結果を十分に考慮して財政運営の健全化を図ることなど政府に要望したと述べた。

本会議の採決の結果、起立多数により委員長報告のとおり決定された。

(注7) 第四六回国会参議院本会議録三号(昭和三九年一月二日)

(注8) 第五五回国会参議院本会議録第一九号(昭和四二年六月二三日)

(注9) 第五五回国会衆議院本会議録第一号(昭和四二年五月九日)

おわりに

三十七年度から三九年度の決算審査の特徴を探ると、参議院は、審査及び議決方式について検討を進めるとの申し合わせを行ったこと、衆議院は、決算審議の結果が政府の財政運営に反映されるよう毎年度政府に要望したことが挙げられる。両者とも決算審査に常に付きまとう問題であり、国会の決算審査の難しさを表している。なお、政府への警告事項は、参議院のみ表に掲出したが、三年度間を通じ指摘されているものに、郵政省職員の不正行為の根絶、国有財産の管理処分の適正化がある。(前参議院決算委員会調査室)

笹子トンネル崩落事故と、今後の

高速道路の維持管理についての一考察

ひがし やま まさ みち
東 山 雅 通

一 笹子トンネル崩落事故

平成二四年一月二日、中央自動車道笹子トンネル内に設置された吊り天井が落下し、死者九名を出す大惨事となった。原因は、天井を支えていた金具のボルトが老朽化して外れたのではないかとされている。

高速道路のトンネル内の天井板は、トンネル内の空間を上下に分ける役割を果たしている。トンネルの下の部分は自動車が行く空間であり、上の部分は真ん中を隔壁で分けられトンネル内の空気を入れ換える空間(換気ダクト)

として使われている。笹子トンネルの場合、鋼鉄製の天井板の重さは一枚一・一六〜一・三八五トンである。そして、この天井板を支える隔壁も一枚一・四四八トンである。これだけの重量物が地上四・七メートルの高さから時速八〇キロ以上で走行している乗用車めがけて直撃すれば、大事故になることは誰の目から見ても明らかかなように思われる。

事故二日後には、笹子トンネル崩落事故を受けて、天井板落下の発生原因の把握や、再発防止策等について専門的見地から検討するため国土交通省内に「トンネル天井板の落下事故に関する調査・検

討委員会」(事故調査・検討委員会)が開催されている。事故調査・検討委員会の資料によると、現行の点検要領は、平成二四年四月に中日本高速道路株式会社(中日本高速)によって定められた「保全点検要領(構造物編)」であり、直近の平成二四年九・一〇月に行われた笹子トンネルの点検では、詳細点検業務によって点検がなされたとされている。

なお、問題箇所である天井板については、その判定の標準がないため、平成一八年四月に中日本高速のほか、旧日本道路公団(旧JH)から分割民営化された東日本高速道路株式会社(東日本高速)

及び西日本高速道路株式会社(西日本高速)の計三社で策定した「保全点検要領」によって行われている。

平成二四年四月の「保全点検要領(構造物編)」において、詳細点検については、「構造物の健全性の把握および安全な道路交通の確保や第三者に対する被害を未然に防止するため、構造物個々の状況を細部にわたり定期的に把握するために行うもので、構造物の健全性と安全な道路交通の確保や第三者に対する被害の防止の双方の観点から変状の発生や進行状況を把握し、その状態を適切に評価・判定することが必要である。なお、詳細点検では、近接目視・打音のほか、構造物の設計・施工条件や使用・環境条件などを考慮し、必要に応じて非破壊検査機器などを活用することにより、構造物の状態を適切かつ効率的に把握するものとする」とされている。

しかしながら、平成二四年九・一〇月に行われた笹子トンネルの点検では、換気ダクト内から点検がなされ、目視は行われたが、打